

(設置)

第1条 美唄市における公共施設の効率的な活用を検討するため、美唄市ストックマネジメント推進検討職員会議（以下「職員会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 職員会議は、次に掲げる所掌事務をつかさどる。

- (1) 公共施設の統廃合、再配置、官民連携、民営化等の計画の立案、進行管理及び評価
- (2) 公共施設の運営及び維持管理に関する庁内調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長が必要があると認める事項

(組織)

第3条 職員会議は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員には、市長が指名する職員をもって充てる。

(職務期間)

第4条 委員長、副委員長及び委員の職務期間は、第1条の目的が達成されたときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、職員会議を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐するものとし、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 職員会議の会議は、委員長が招集する。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、職員会議に職員その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(連絡調整会議)

第8条 公共施設の有効活用や長寿命化、統廃合の推進に係る個別事項を専門的に調査及び検討するため、職員会議に連絡調整会議を置く。

2 連絡調整会議の構成は、委員長が別に定める。

(庶務)

第9条 職員会議の庶務は、総務部企画課において処理する。

(施行細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、職員会議の運営に関し必要な事項は、委員長が職員会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

美唄市ストックマネジメント推進検討職員会議委員

＜委員長＞副市長

＜副委員長＞総務部長

＜委員＞総務部理事、市民部長、保健福祉部長、恵風(祥)園長、保健福祉部理事、
経済部長、経済部理事、都市整備部長、市立美唄病院事務局長、教育部長、消防長
事務局 企画課長、企画課主幹、企画課主査

美唄市ストックマネジメント推進検討職員会議 連絡調整会議

【総務部】総務課長、財政課長、契約管財課長

【市民部】市民課長、生活環境課長

【保健福祉部】地域福祉課長、こども未来課長、高齢福祉課長、健康推進課長、
恵風園管理課長、保健福祉部参事

【経済部】商工観光課長、農政課長

【都市整備部】都市計画課長、都市整備課長、建築住宅課長、水道課長、下水道課長

【市立美唄病院】市立美唄病院事務局次長、

【教育委員会】学務課長、生涯学習課長、図書館長

【消防本部】消防本部次長

事務局 企画課長、企画課主幹、企画課主査